

::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日： R8. 7. 14

1 基本事項	
公の施設の名称	赤井川村デーサービスセンター
指定管理者の名称	医療法人社団 白樺会
指定期間	令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日
施設設置条例の名称	赤井川村デーサービスセンターの設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	老人福祉法（昭和38年法律第138号）第15条第2項の規定に基づき、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の便宜を供与する。
施設概要	平成8年4月1日開館、延床面積：599.81㎡、構造：RC造 1F、 主な施設：日常動作訓練室・食堂・厨房・浴室・相談室・事務室・洗濯室 利用定員：15名
施設所管課の名称	保健福祉課

2 管理実績					
項目（単位）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	年度
利用者数合計（人）	2,039	2,072	2,331	2,545	
利用料金合計（円）	10,648,460	12,017,731	13,952,623	16,323,358	
貸館率（％）	100	100	100	100	
（ ）					
（ ）					
（ ）					

3 成果指標の達成度	
指標名（単位）	利用者数（人）
指標式と指標の説明	－

項目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	年度	年度
目標値（単位）	2,400	2,400	2,400	2,400	
実績値（単位）	2,039	2,072	2,331	2,545	
達成度（％）	85.0%	86.3%	97.1%	106.0%	

※施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日： R8. 7. 14

4 評価		
指標名（単位）	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	A	デイサービスセンター利用者は目標値（介護保険分1500人・生きがいデイサービス分160人）に対して122%となっており、指定管理者として4年を経過するが、利用者は増加傾向である。訪問介護に関しては目標値（介護保険分600人・自立支援事業分140人）に対して71%ではあるが、前年と比較すると114%の増加がみられる。これは、令和6年度下半期より訪問介護ニーズが急激に高まったことが要因である。 また、本評価に関しては、単に利用者数のみを指標とするのではなく、利用者の満足度等総合的に評価する必要があると考える。
事業・業務の履行状況	S	施設の目的に沿った事業運営がなされており、施設管理においても施設の機能は、適正に維持されている。 人員配置において専門的な資格、技術を有する人材が適切に確保されている。
利用者満足度の向上度	A	利用者への満足度調査が実施され意見の集約がなされているとともに、対応可能なニーズについては適切に対処している。
財務状況の適正性	S	法人バランスシートの財務状況から判断して、特段の問題がないものと評価できる。

【施設の設置目的の達成度】の評価基準

※モニタリングシート（3 成果指標の達成度）における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S：当該年度の達成度が115%超
- A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下
- B：当該年度の達成度が95%超かつ105%以下
- C：当該年度の達成度が95%以下

【事業・業務の履行状況】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式1）における“評価②”の内容について、次の基準により評価する。

- S：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。
- A：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。
- B：全ての評価項目が「☆」である。
- C：「★」と「☆」のどちらもつかない項目がある。

【利用者満足度の向上度】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式2）における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

- S：当該年度の達成度が115%超
- A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下
- B：当該年度の達成度が95%超かつ105%以下
- C：当該年度の達成度が95%以下

【財務状況の適正性】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式3）における“3 指定管理者の団体本体の経営状況”の内容について、次の基準により評価する。

- S：評価対象年度の決算における翌年度への繰越金プラスかつ施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- A：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- B：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合
- C：評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、または施設所管課による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」もしくは「重大な懸念がある」とされた場合

※客観的評価として以上の基準によりS・A・B・Cを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

指定管理者制度導入施設 モニタリングシート

評価年月日： R8.7.14

5 施設所管課による総合評価

コメント

施設の目的に沿った事業運営がなされており、デイサービス利用者及び訪問介護利用者は増加傾向であり、村内唯一の通所介護・訪問介護事業所としてその存在意義を発揮している。また、地域住民、利用者家族、福祉関係者による運営推進会議を開催し、外部からの客観的意見集約に取り組むとともに、同法人の施設運営に対し高評価を得ている。なお、指定管理者法人のバランスシートからも財務状況に問題がないものと評価できる。